



平成30年3月1日  
住友生命保険相互会社  
エヌエヌ生命保険株式会社

## エヌエヌ生命の法人向け保険

エヌエヌ生命の重大疾病保障保険

# エンブレムN

重大疾病

「生活障害定期」「遡増定期」に続く  
“エンブレムN”シリーズ

## の住友生命での取扱い開始について


住友生命保険相互会社（以下「住友生命」社長：橋本雅博）とエヌエヌ生命保険株式会社（以下「エヌエヌ生命」社長：フランク・エイシンク）は、平成30年4月2日から住友生命の営業職員チャネルにおいて、エヌエヌ生命の法人向け保険「重大疾病保障保険」を「エンブレムN 重大疾病」の名称で新たに取扱いを開始いたします。

平成29年4月から開始している「エンブレムN 生活障害定期」「エンブレムN 遡増定期」の商品供給に続く取組みであり、経営者や従業員が悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中となった場合に対する保障を準備できる「エンブレムN 重大疾病」の取扱い開始により、住友生命は事業保険分野においてより一層の競争力向上を図ってまいります。

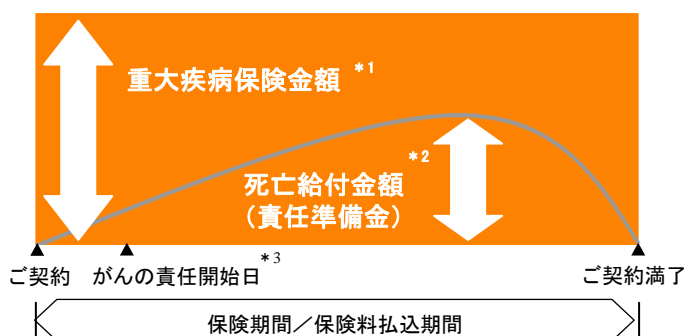
事業保険のエキスパートであるエヌエヌ生命は、この商品供給を通じて、より多くの中小企業とその経営者が財務や財産の面で安定した将来を確保できるようなサービスの提供と、中小企業サポーターとしての身近な存在を目指します。

住友生命とエヌエヌ生命は、業務提携のメリットを最大限活かし、今後も引き続きより良い商品・サービスの提供、拡大を検討していくことでお客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

## 商品の概要

| 販売名称   | 約款名称     | 商品の特徴   |
|--|----------|---|
| エヌエヌ生命の重大疾病保障保険<br> | 重大疾病保障保険 | 経営者や従業員が重大疾病（悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中）になった場合に対する保障を準備できる商品です。 |

〈仕組み図〉



- \*1 重大疾病保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
- \*2 死亡給付金は、被保険者が死亡した日の責任準備金額をお支払いします。  
死亡給付金は、重大疾病保険金よりも少ない金額となり、ごく少額かまったくない場合があります。
- \*3 ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて 91 日目から開始します。

※図はイメージです。

### 保障内容

- ・経営者や従業員が重大疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)になった場合の「就業不能リスク」に対する保障を確保できます。
- ・重大疾病のときの支払事由に該当せず、お亡くなりになった場合は、死亡給付金をお支払いします。

### 保険料

- ・保険料は保険期間を通じて一定です。
- ・一定要件のもと、法人契約の場合、支払保険料を全額損金算入することができます。<sup>\*4</sup>

### 解約返戻金

- ・急な資金ニーズには、解約返戻金の活用が可能です。
- ・一時的に必要な資金をご用立てする契約者貸付もご利用可能です。

- \*4 現行の法人税通達には重大疾病保障保険に関する規定はありませんので、税務の取扱いは現行の定期保険に関する規定を根拠としています。

※このプレスリリースは、商品の概略を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。  
商品の詳細は、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」などを必ずご覧ください。